

# 市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月23日 条例第84号  
最終改正 平成3.10.1 条例13

## (趣旨)

**第1条** 市会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

## (市会の議決に付すべき契約)

**第2条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により市会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

## (市会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

**第3条** 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、市会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 神戸市契約条例(昭和24年4月条例第111号)は、廃止する。

附 則(昭47.5.30条例25)

この条例は、昭和47年6月1日から施行する。

附 則(昭50.6.2条例15)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭61.10.9条例22)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平3.10.1条例13)

この条例は、公布の日から施行する。